



区外から引越された皆様へ


転入

～ Welcome to Joto! ～

住民票の転入届をされた方で、次の項目に該当される方は各担当において手続きを行ってください。

外国籍の方は特別永住者証明書または在留カードをお持ちください。

※正当な理由がなく14日以内にお届けをされない場合は、過料が科される場合があります。

手続きが必要な方	手 続 内 容
印鑑登録をされる方	<p>印鑑登録が必要な方は、新たに印鑑登録申請を行ってください。ただし、大阪市内の他区から転入された方は引き続き現在お持ちの印鑑登録証を使用いただけます。(一部引き続き使用できない印鑑登録証もあります。)</p> <p>1階 13番 窓口サービス課(住民情報) 電話 6930-9963</p>
住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの方	<p>転入届の際に各カードをご持参してください。</p> <p>住民基本台帳カード・個人番号カードの継続利用の手続きの詳細については裏面をご確認ください。(ご本人または同一世帯の方に暗証番号を入力していただく必要があります。)</p> <p>1階 13番 窓口サービス課(住民情報) 電話 6930-9963</p>
国民健康保険に加入される方	<p>国民健康保険加入手続きが必要です。</p> <p>後日(1週間～10日程)、交付通知書をお送りしますので、国民健康保険者証を受け取りにお越しください。</p> <p>必要なもの: 交付通知書、交付通知書に記載した書類等</p> <p>詳しくは、窓口サービス課(保険年金:保険)へお問い合わせください。</p> <p>1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956</p>
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	<p>①大阪府内から転入された方は、特に手続きは不要です。</p> <p>被保険者証を後日(1週間～10日程)ご自宅にお送ります。</p> <p>(簡易書留郵便で送付)</p> <p>②大阪府外から転入された75歳以上の方は、前住所地で発行された「負担区分証明書」を提出してください。その後、被保険者証を1週間から10日程でお送ります。</p> <p>(簡易書留郵便で送付)</p> <p>また、大阪府外から転入された65歳～74歳の方で引き続き後期高齢者医療に加入を希望される方は加入手続きが必要です。</p> <p>必要なもの: 国民年金証書や身体障がい者手帳など</p> <p>詳しくは窓口サービス課(保険年金:保険)へお問い合わせください。</p> <p>1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956</p>
各種医療証をお持ちの方	<p>前住所地で、ひとり親家庭医療証、障がい者医療証等、各種医療証を受給されていた方は、下記窓口へお問い合わせください。</p> <p>子ども医療証は、18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで対象です。(0歳～12歳は所得制限がありません)。詳しくは、下記窓口へお問い合わせください。</p> <p>3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065</p> <p>肝炎治療受給者証をお持ちの方は、申請を行ってください。</p> <p>詳しくは、保健福祉課(保健)へお問い合わせください。</p> <p>2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882</p>
児童手当・児童扶養手当を受給しておられる方	<p>児童手当・児童扶養手当の申請手続きを行ってください。</p> <p>詳しくは、保健福祉課(子育て教育)へお問い合わせください。</p> <p>3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065</p>
各種手帳をお持ちの方	<p>身体障がい者手帳、療育手帳、障がい者手帳をお持ちの方は、住所変更の手続きが必要です。必要なもの: 手帳</p> <p>詳しくは、保健福祉課(福祉)へお問い合わせください。</p> <p>1階 18番 障がい 電話 6930-9857</p> <p>公害医療手帳、被爆者手帳については保健福祉課(保健)へお問い合わせください。</p> <p>2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882</p>

裏面もご覧ください

手続が必要な方	手 続 内 容
大阪市外からの転入の方で、70歳以上の方(ご本人申請に限る)	地下鉄・シティバスなどで利用いただける敬老優待乗車証の交付申請についてのご説明を行います。 詳しくは、保健福祉課(福祉)へお問い合わせください。 1階 17番 介護保険・高齢 電話 6930-9063
乳幼児がおられる方	乳幼児健診(3歳児健診まで)や予防接種が済んでおられない方は、保健福祉課(保健)にお尋ねください。 必要なもの:母子手帳(他市町村から転入の方には、予防接種手帳をお渡します。) 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882
現在妊娠中の方(他市町村の母子手帳をお持ちの方)	妊娠週数に応じた妊婦一般健康診査受診票と各種の説明資料をお渡します。 必要なもの:他市町村の母子手帳、妊婦一般健康診査受診票 2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882
小・中学校に通うお子様がおられる方	【公立の学校】転出された学校から交付された在学証明書などを提示し、手続きを行い、就学通知書をお受け取りください。 転入される学校には、就学通知書と前の学校で受け取られた在学証明書などの書類を提出してください。 【公立以外の学校】大阪市外から転入される場合は、生徒手帳など(就学していることが確認できるもの)を提示してください。 1階 14番 窓口サービス課(就学) 電話 6930-9087
介護保険証をお持ちの方	後日、介護保険証を郵送します。 なお、大阪市外から転入された方で要介護認定を受けておられる方は、手続きを行ってください。詳しくは、保健福祉課(介護保険)へお問い合わせください。 1階 17番 介護保険・高齢 電話 6930-9859
犬を飼われている方	飼い犬の所在地変更の手続きが必要です。 なお、大阪市外から転入された方は、前住所地での犬の鑑札が必要となりますので、ご持参のうえ手続きを行ってください。 詳しくは、保健福祉課(生活環境)へお問い合わせください。 2階 23番 保健福祉課(生活環境) 電話 6930-9973

城東区に関する情報は、ホームページをご覧ください ([http:// www.city.osaka.lg.jp/joto/](http://www.city.osaka.lg.jp/joto/))

☆「住民基本台帳カード・個人番号カードの継続利用について」☆

他市町村より転入届をされた方が有効な住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの場合、一定の条件のもと、転入先の市町村でも継続して利用することができます。(暗証番号が必要)

※一定の条件

- 手続日においてカードが有効期限内であること。
 - 転出予定日から転入届出日まで30日を経過していないこと。
 - 転入日から届出を行うまで14日を経過していないこと。
 - 転入届出日から90日を経過していないこと。
- (手続きをおこなわない場合当該カードは失効し引き続き利用できなくなります。)

※代理人で手続きをお考えの方は住民情報担当へお問い合わせください。



城東区マスコットキャラクター
コスモちゃん

☆「転入届・転出届の特例について」☆

(住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの方に限る)

転出市町村で特例転出届(転出証明書を要しない届出)をされた方については特例転入届をしていただくこととなります。ただし次の場合、原則、転出証明書の取得が必要となります。

- 転出予定日から30日を経過した日または転入した日から14日を経過した日のいずれか早い日以降に転入届が行われた場合。
- 毎月第4日曜日に実施している日曜開庁で転入の届出をする場合。

※なお、特例転入届には住民基本台帳カード又は個人番号カードが必要です。

お得！簡単！便利！なマイナンバーカードを取得しましょう！

申請方法については、大阪市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000427409.html?msclid=da733764af3111ec8fabb0142d0d8ca3>